

議案第69号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅東伯団地、浦安団地、城山団地及び成美団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

団地名	種類	所在地	数量
県営住宅 東伯団地	土地	東伯郡琴浦町大字逢東1141番1ほか1筆	1,857.60平方メートル
	建物	東伯郡琴浦町大字逢東1141番1ほか1筆	2棟(22戸) 1,521.70平方メートル
県営住宅 浦安団地	土地	東伯郡琴浦町大字下伊勢300番1ほか8筆	5,031.42平方メートル
	建物	東伯郡琴浦町大字下伊勢300番1ほか8筆	2棟(27戸) 2,078.54平方メートル
県営住宅 城山団地	土地	東伯郡琴浦町大字太一垣10番3ほか7筆	4,949.12平方メートル
	建物	東伯郡琴浦町大字太一垣10番3ほか7筆	9棟(22戸) 1,895.32平方メートル
県営住宅 成美団地	土地	東伯郡琴浦町大字出上45番1ほか13筆、大字赤崎857番7ほか4筆	6,882.84平方メートル
	建物	東伯郡琴浦町大字出上45番1ほか13筆、大字赤崎857番7ほか4筆	13棟(27戸) 2,150.87平方メートル

2 相 手 方

東伯郡琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2

琴浦町

3 理 由

県営住宅東伯団地、浦安団地、城山団地及び成美団地は、既に琴浦町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、琴浦町に無償で譲渡するものである。